

平成18年度に締結した随意契約の点検・見直しの状況
【同一所管公益法人等との契約】

(法人名：独立行政法人環境再生保全機構)

| 件数 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 公共工事の名称、場所、機関及び種別又は物品役務等の名称及び数量 | 契約担当者等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額 (単位：円) | 契約種類 | 随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載) | 見直しの結果 | 講ずる措置 | 類型区分 | 備考 |
|----|--|--------------------------------------|--|-------------|----------------|---------|--|--------------|-------------------------|------|----|
| 1 | (財)自然環境研究センター 東京都台東区下谷 三丁目10-10 | 地球環境市民大学校研修業務「インターンシップ研修(平成18年度)」 | 独立行政法人環境再生保全機構 契約担当職 理事 平井敬文 神奈川県川崎市幸区 大宮町1310 | 平成18年6月19日 | 1,410,000 | 随意契約 | 当該団体は、平成15年度に当該事業に関するフィージビリティ調査業務を行った経緯があり、事業の確実な実施のための提言を行うとともに、平成16、17年度においては当該業務の実施を良好に行った実績を有しているほか、海外において現地活動サイトを有し多くの現地連携団体を有しており、効果的なプログラムの構築が可能であるなど、本業務の遂行に必要なかつ最適な知見を有していることから、会計規程第45条第1項に該当するため。 | 見直しの 余地あり | 企画競争を実施 (平成20年度契約から) | | |
| 2 | (財)公害地域再生センター 大阪府大阪市西淀川区 千舟1-1-1 | 地球環境市民大学校研修業務「環境アセスメント講座(平成18年度)」 | 独立行政法人環境再生保全機構 契約担当職 理事 田勢修也 神奈川県川崎市幸区 大宮町1310 | 平成18年8月11日 | 2,000,000 | 随意契約 | 当該団体は、公害地域の再生や良好な環境の地域のための調査研究、情報発信、環境学習等多くの事業を実施しているほか、環境アセスメント及び環境アセスメント制度に係る調査研究の受託や環境アセスメントに関する豊富な情報を有するなど、当該業務の遂行に必要なノウハウの蓄積を有していることから、会計規程第45条第1項に該当するため。 | 見直しの 余地あり | 企画競争を実施 (平成19年度契約から) | | |
| 3 | (財)自然環境研究センター 東京都台東区下谷 三丁目10-10 | 平成18年度地球環境市民大学校研修業務「海外派遣研修(活動調査コース)」 | 独立行政法人環境再生保全機構 契約担当職 理事 田勢修也 神奈川県川崎市幸区 大宮町1310 | 平成18年10月25日 | 5,000,000 | 企画競争・公募 | 当該業務を請け負う団体を選定するため企画公募を実施し、企画審査委員会における審査の結果、当該団体から提出された企画案が、当機構の求める講座の趣旨・内容に最もふさわしいとの判断を得て契約候補者に選定されたことから、会計規程第45条第2項の規定に該当するため。 | その他 | 企画競争を実施 | | |
| 4 | (財)公害地域再生センター 大阪府大阪市西淀川区 千舟1-1-1 | 日本の大気汚染経験の内 外への情報発信 | 独立行政法人環境再生保全機構 契約担当職 理事 渡辺昭司 神奈川県川崎市幸区 大宮町1310 | 平成18年10月26日 | 5,400,000 | 随意契約 | 本業務は、ぜん息等の患者団体との間で唯一ネットワークを有する団体で、左記の者が過去に収集、整理及び保管してきた他に例を見ない我が国の公害による健康被害や大域汚染対策に関する史料・情報について、電子化を行い電子的に保存するとともに、機構ホームページから検索可能とすることを目的とする事業であり、特定の者以外を契約の相手方として実施することができないことから、会計規程第45条第1項に該当するため。 | その他 | 随意契約によらざるをえない | 12 | |
| 合計 | | | | | 13,810,000 | | | | | | |

(注1) 本表は、平成18年度に締結した支出原因契約であって随意契約(予定価格が少額である場合(予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第99条第二号、第三号、第四号又は第七号の金額を超えないもの)を除く。)のうち、「同一所管公益法人等」(「特殊法人等」、「独立行政法人」、「当該独立行政法人の主務省と同一の所管に属する公益法人」及び「再就職者がいる民間法人」をいう。)との契約を記載する。
なお、特殊法人等とは、特殊法人又は認可法人を指し、独立行政法人等とは、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人又は国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項及び第3項に規定する法人を指す。

(注2) 単価契約の場合は、契約金額欄に調達総額を記載し、備考欄に単価契約である旨及び単価を記載する。

(注3) 随意契約によることとした理由は、説明責任を十分に果たせるよう具体的かつ詳細に記載すること。

(注4) 契約種類は、競争性のない随意契約については「随意契約」、企画競争又は公募による随意契約については「企画競争・公募」と記載すること。

(注5) 見直しの結果は、「問題あり」、「見直しの余地あり」又は「その他」に分類すること

(注6) 講ずる措置は、「20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの」、「競争入札に移行」、「企画競争を実施」、「公募を実施」又は「随意契約によらざるを得ないもの」に分類し、()で移行時期等を補足すること。ただし、見直しことは決まっているが現段階で確定的に記載できない場合は、「競争入札若しくは企画競争に移行」等の記載とすることができる。

なお、平成18年度に不落・不調随意契約であったものについては、「20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの」に該当する場合を除き、「競争入札に移行」に分類すること。

(注7) 「類型区分」欄には、以下に該当する番号を記載する。

イ 契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されるもの

(イ)法令の規定により契約の相手方が一に定められているもの「1」

(ロ)条約等の国際的取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの「2」

(ハ)閣議決定による国家的プロジェクトにおいて、当該閣議決定により、その実施者が明示されているもの「3」

(ニ)地方公共団体との取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの「4」

ロ 当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む。)「5」

ハ 官報、法律案、予算書又は決算書の印刷等「6」

ニ その他

(イ)防衛装備品であって、かつ、日本企業が外国政府及び製造元である外国企業からライセンス生産を認められている場合における当該防衛装備品及び役務の調達等「7」

(ロ)電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。)「8」

(ハ)郵便に関する料金(信書に係るものであって料金を後納するもの。)「9」

(ニ)再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍の購入「10」

(ホ)美術館等における美術品及び工芸品等の購入「11」

(ヘ)行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの「12」

(ト)緊急の必要により競争に付することができない場合「13」

(チ)競争に付することが不利と認められる場合「14」

(リ)秘密の保持が必要とされている場合「15」

(ス)競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」

(ル)特例政令に相当する規定に該当する場合「17」

(7)その他、1から17並びに19及び20の類型区分に分類できないものについては「18」

(7)見直し後においても、なお、国において定める随意契約の限度額を超える契約で法人の定める限度額を下回る契約とする場合については「19」

(カ)見直し後においても、なお、包括条項(バスケットクローズ)に該当する契約とする場合については「20」